

市民意見の要旨と対応案等

■修正	意見趣旨に基づき原案を修正するもの
□原案通り	意見趣旨に基づく原案の修正がないもの
○記載あり	意見趣旨が原案に記載されているもの
▽その他	個別の取組み等への要望・提案等

No.	区分	意見要旨	区分	対応案等
1	基本的事項	今の「福岡市景観計画」は、昭和63年策定の「福岡市都市景観形成基本計画」の実施計画に位置付けられていたと思います。 「福岡市都市景観形成基本計画」は30年以上前に策定されていたものだったので、「福岡市景観計画」がその実施計画として位置付けられているのもどうかと思っていました。 今回の改正で、「福岡市都市景観形成基本計画」は、その役割を終えるようですので、良かったと思います。	▽その他	福岡市都市景観形成基本計画策定時からの理念及び目標像等を引き継ぎながら、福岡市景観計画を一体化し改定しております。
2	理念と目標像	理念が抽象的で実効性に欠ける点について 好ましい理念を掲げているものの、将来の都市景観の具体像が示されておらず、行政・事業者・市民が共通認識を持つための指針としては不十分と思われる。抽象的表現は実際の開発行為に対してどのような景観誘導を行うのかが不明確となる。	□原案通り	景観計画においては、理念及び目標像を踏まえ、良好な景観形成に向けた方向及び方針を示し、それに基づく主要な施策を示しております。なお、具体的な基準については、36ページ～39ページに大規模建築物等に関する行為の制限として規定しております。
3	都市形成史	福岡の都市の成り立ちについての歴史を知ることは、福岡らしい景観を考える上で大切だと思うので掲載することは大変良いと思う。	▽その他	ご意見は施策推進の参考にさせていただきます。
4	福岡らしさ	福岡らしさを示す景観について 福岡市の景観を象徴する写真について、私も行ったことがある場所が複数掲載されています。 このような風景とそこでの思い出が重なるような場所を守ることは当然ですが、新たに生み出していただき、後世に福岡市の素晴らしい景観を残していただけたら有難いです。	○記載あり	14・15ページに福岡らしさを示す景観を掲載しており、ご意見は施策推進の参考にさせていただきます。
5	福岡らしさ	福岡市は再開発で先進的なビルが続々と建つエリアや、自然や歴史施設を活用したエリアがあり、場所によって様々な楽しみ方ができるところが良いところだと感じますので、さらに良いまちになるよう景観づくりを進めていただきたいと思います。	○記載あり	14・15ページに福岡らしさを示す景観を掲載しており、ご意見は施策推進の参考にさせていただきます。
6	福岡らしさ	福岡市には都心部近くに自然や歴史ある景観があり、とても魅力がある。 引き続き福岡の景観を守る計画として欲しい。	○記載あり	14・15ページに福岡らしさを示す景観を掲載しており、ご意見は施策推進の参考にさせていただきます。
7	福岡らしさ	福岡らしさを示す景観として、橋本駅の「認知症にもやさしいまちづくり」が挙げられていますが、景観や様々な人に配慮したとても良い取組みだと感じています。 今後も、福岡市の景観づくりにあたっては、このような取組みを推進していってほしいと思います。	▽その他	ご意見は、担当部署と共有の上、施策推進の参考にさせていただきます。
8	基本方向	福岡市は天神ビッグバンなどの都心部のまちづくりを中心に、非常に活気を感じますが、地域の特性毎に歴史のあるまち並みや田園風景の継承などによって、より魅力が深まっていくものと考えています。 景観計画の基本方向で示されている4本柱はどれも大切な視点であると感じておりますので、これらの方向に沿って、魅力的なまちづくりに取り組んでいただくことを大いに期待しております。	▽その他	ご意見は施策推進の参考にさせていただきます。
9	基本方向	改定案の基本方向に賛同します。 福岡は、先進性と歴史・文化、そして自然が調和した魅力あるまちだと思いますので、各施策の推進を引き続きお願いします。	▽その他	ご意見は施策推進の参考にさせていただきます。

No.	区分	意見要旨	区分	対応案等
10	基本方向1	大音量で公道を走るアドトラックは、こどもへの悪影響や外国人観光客が写真を撮っているのが気になっています。どうにかしてほしいと思っていたところ、福岡市は規制に向けて検討していると知って安心しています。是非頑張っていただきたいと思います。	○記載あり	19ページの基本方向1方針1の主な施策に「屋外広告物の適正化」を位置付けており、ご意見は施策推進の参考にさせていただきます。
11	基本方向1	天神や博多駅周辺などの街なかで、大型バス全体を広告でラッピングし、外部スピーカーで宣伝している業者をよく見かけます。屋外広告物と見なせるかわかりませんが、何らかの対応を検討してはいかがでしょうか。	○記載あり	19ページの基本方向1方針1の主な施策に「屋外広告物の適正化」を位置付けており、ご意見は施策推進の参考にさせていただきます。
12	基本方向1	方針1にある、魅力的で秩序ある景観づくりは力をいれてほしい。特に、最近はアドトラックが頻繁に走り、こどもや観光客への悪影響が懸念される。しかし、福岡市は規制に向けて検討していると知り、市民は全力で応援するので、是非とも頑張ってほしい。	○記載あり	19ページの基本方向1方針1の主な施策に「屋外広告物の適正化」を位置付けており、ご意見は施策推進の参考にさせていただきます。
13	基本方向1	基本方向1方針2に記載されている賑わいや界隈性などを感じられる景観づくりについて 良く天神や博多などの都心部を歩きますが、渡辺通りやはかた駅前どおり、住吉通りなどは歩行者空間がイルミネーションで飾られて賑わっていますが、少し裏路地に入ると薄暗い感じになっていたりします。面的に広げることは難しいとは思いますが、もう少し広い範囲で賑わいがあれば良いなと思います。	○記載あり	19ページの基本方向1方針2に、都心部における「賑わいや界隈性などを感じられる景観づくり」を位置付けており、ご意見は施策推進の参考にさせていただきます。
14	基本方向1	天神ピックバンや博多コネクティッドに該当する比較的大規模な開発については、注目度もあるため開発事業者側の景観等に関する意識も高いが、それによって誘発される周辺の小規模ビル等の建替えについても積極的な景観誘導を図ると良い。 高度経済成長期に建てられたビル等については全国的に更新の時期を迎えており、人口増が続く稀有な地方都市である福岡市はその動きが他都市と比べ顕著であると考えられる。比較的経済状況の良い現在のタイミングで景観的にも優れた良好な都市のストックをいかに形成、蓄積できるかが今後の50年、100年の都市づくりにおいて重要であるため、特に都心部における景観形成に力を入れていただきたい。	○記載あり	19ページの基本方向1方針2に、都心部における「賑わいや界隈性などを感じられる景観づくり」を位置付けており、ご意見は施策推進の参考にさせていただきます。
15	基本方向2	みどりを生かした景観づくりは、都心部の公開空地をはじめとしたオープンスペースにおいても重要である。例えば、大名ガーデンシティの広場は若者やファミリー層を中心に、市民からの需要も非常に高く、都心部の景観の魅力向上にもつながっていると思う。今後さらなる民間開発や公共施設の再整備等が続くと思うが、まちに開かれた市民の居場所づくり、都心部のオアシスとなるような足元の雰囲気づくりが各所で展開されることを期待している。	○記載あり	20ページの基本方向2に「みどりを守り、創り、生かした景観づくり」を位置付けており、ご意見は施策推進の参考にさせていただきます。
16	基本方向2	自然豊かな福岡市の魅力を最大限に引き出し、市民や来街者にとって、過ごしやすい街並みとなるよう、花や緑による景観づくりを推進してほしいです。	○記載あり	20ページの基本方向2に「みどりを守り、創り、生かした景観づくり」を位置付けており、ご意見は施策推進の参考にさせていただきます。
17	基本方向2	豊かな自然や四季が感じられる景観づくりは市民や来街者の心を和ませるとても素敵な取組みだと思います。是非よろしくお願いします。	○記載あり	20ページの基本方向2に「みどりを守り、創り、生かした景観づくり」を位置付けており、ご意見は施策推進の参考にさせていただきます。

No.	区分	意見要旨	区分	対応案等
18	基本方向2	<p>自然豊かな森の街に調和するデザインや素材の採用 コンクリートのビルが連なる都会の街は、無機質で冷たい印象の景観になりがちですが、都会の機能性を保つつつ、有機的な素材や自然の中からインスピレーションを受けた様な曲線等のデザイン、自然と調和するEarthyな色彩やトーンの統一された建物やインテリア、そしてランドスケープ(例えば歩道をあえて少しカーブさせて柔らかい自然な雰囲気を創る等)で、コンクリートの街に命を吹き込んで欲しいです。 日々の生活の中で、自然の美しさに触れる事で精神が癒されるだけでなく、人間の情緒面を豊かにし、創造性をも向上させてくれます。世界に誇る様々な伝統文化を生み出してきた日本人が、繊細で美的感覚に優れていたのも日本の四季折々の中で育まれた情緒を重んじていたからだと思います。日本の伝統的美意識である侘び寂びの趣さえも感じる事が出来る自然と調和した、情緒溢れる福岡市となって欲しいです。自然豊かで風情と余裕のある街となる事で、近隣の美しい海や山々と都市との隔たりを感じさせない新しい形のコンパクトシティとなる事を願っています。</p>	○記載あり	20ページの基本方向2方針1に「豊かな自然を感じる景観づくり」を位置付けており、ご意見は施策推進の参考にさせていただきます。
19	基本方向2	「みどりを守り、創り、生かした景観づくり」について、実際、天神などの街中に行っても、公園だけでなく、新しいビルには芝の広場が整備されていたりと、緑を感じる街並みづくりがされていると感じます。今後も、このような景観づくりの方針を守って開発などを進めてもらいたいなと思います。	○記載あり	20ページの基本方向2方針2に「質の高いパブリックスペースの形成に向けたみどりを生かした景観づくり」を位置付けており、ご意見は施策推進の参考にさせていただきます。
20	基本方向3	景観教育（出前講座）は、こどもを対象としたものを進めてほしい。景観は自然、歴史、文化などの大きな視点や、日常生活の小さなことも影響するので、考えるきっかけとして取り組みやすく、自由な発想が生まれると思う。	▽その他	ご意見は施策推進の参考にさせていただきます。
21	基本方向4	福岡の神社や商店街などの歴史的な建物を残してほしい。	○記載あり	22ページの基本方向4に「歴史と文化を守り生かす、刻の厚みを感じられる景観づくり」を位置付けており、ご意見は施策推進の参考にさせていただきます。
22	基本方向4	<p>福岡市は、鴻臚館跡、元寇防塁、太閤町割、福岡城跡、唐津街道、そして山笠、博多どんたく（博多松囃子）など、様々な歴史資源、文化財に恵まれるまちと思っています。歴史資源、文化財の中には景観づくりの観点からも大切なものが数多く存在しているのではないかでしょうか。</p> <p>福岡市はアジアの交流拠点都市として発展していますが、現代的で魅力的な都市景観の形成の一環として、これから特に歴史と文化を守り生かした景観づくりの推進を頑張ってほしいです。</p> <p>歴史と文化を守り生かした景観づくりは、福岡市の顔となり、個性や魅力を高め、海外観光客のおもてなしにもつながると期待しています。</p>	○記載あり	22ページの基本方向4に「歴史と文化を守り生かす、刻の厚みを感じられる景観づくり」を位置付けており、ご意見は施策推進の参考にさせていただきます。
23	基本方向4	歴史や文化は都市の個性ですので、是非守って、活かした景観づくりをよろしくお願ひします。市民が地元に愛着と誇りを持つことにもつながると思います。	○記載あり	22ページの基本方向4に「歴史と文化を守り生かす、刻の厚みを感じられる景観づくり」を位置付けており、ご意見は施策推進の参考にさせていただきます。

No.	区分	意見要旨	区分	対応案等
24	基本方向4	福岡市は「上書き都市」と言われているように長い歴史を有するものの、市街地は常に更新されているため、歴史を感じさせる街並みは他都市と比べても多くない。しかし、都市の魅力において歴史の重層性を感じることができるか否かは非常に重要なため、歴史・伝統ゾーンの景観形成の推進には力を入れていただきたい。 歴史や伝統を生かした魅力ある景観形成として、公共空間整備、屋外広告物規制、建物の更新に合わせた景観誘導が重要である。 特に道路美装等の公共空間整備はその効果がわかりやすく、民地側の意識醸成にも有効である。 規制、空間整備、助成をバランスよく進めることを期待する。	○記載あり	22ページの基本方向4方針2に「歴史資源を生かした景観づくり」を位置付けており、ご意見は施策推進の参考にさせていただきます。
25	基本方向4	福岡には歴史的資源や文化的資源が各所にあります。休日に家族で訪れる地元に歴史があることを嬉しいと思いますが、全国的には大宰府天満宮や宗像大社などの方が有名で、少し寂しい気持ちがします。基本方針の1つにもあるため、観光の活性化とともに、市民や地域団体への啓発活動にも力をいれてほしいと思います。	○記載あり	22ページの基本方向4方針3に「市民や地域団体との共働による景観づくり」を位置付けており、ご意見は施策推進の参考にさせていただきます。
26	成果指標	景観に関する関心度の目標値の「望ましい方向性+」のイメージがつきにくい。注釈などで、補足してみてはいかがか。	■修正	【23ページを修正】 目標値を「現状値以上」に修正し、注釈を記載します。
27	成果指標	○23ページ目について 基本方向2みどりを守り、創り、生かした景観づくりの成果指標について、成果指標、公共公益施設、民有地の緑の面積1,924ha(R6)→1,925ha(R16)とありますが、4ページ(3)緑の面積において公園・緑地等1,891ha住宅地1,125haその他(含公共公益施設)1,073haです。(いずれもR4)1,924ha(R6)の由来が全く分かりませんし、+1haの目標値の由来も分かりません。	□原案通り	「公共公益施設、民有地のみどりの面積」について、最新の現状値は、公共公益施設のみどりの612haと民有地のみどりの1,312haの合計です。また、目標値は、今後増加が見込まれるみどりの面積を積み上げています。
28	成果指標	基本方向2 みどりを守り、創り、生かした景観づくりの成果指標が、①都心部の花や緑が豊かであると感じている市民の割合の値上昇、②公共公益施設、民有地のみどりの面積の値上昇、その2点で計れるものなのでしょうか? 例えば①はとても抽象的な値(豊かであるかどうかの度合は個人によって差が大きい)だと思いますし、②においては、前述の意見のように数値がどこに由来しているかも明確には分かりにくく、また「豊かな自然を感じる景観」とはみどりの面積で計れるものではなく、「みどりの質」、「みどりの多様性」、「みどりによる生物環境の充実度」が重要かと思います。	□原案通り	成果指標については、基本方向ごとに定性的指標と定量的指標のバランスを考慮しつつ設定しております。設定に際しては、分かりやすさ及びデータ収集の容易性等を踏まえております。ご意見は、担当部署と共有の上、施策推進の参考にさせていただきます。
29	成果指標	景観形成の推進には、市民の理解と協力が大切と考えます。市民の理解と協力を得るためにには、景観に関する満足度、景観に関する市民の関心度を高めていくことから考えていくことが有効だと思います。 景観計画の見直しを契機とし、都市景観賞をはじめ、市民の景観に対する関心を高めるソフト的な取組も創意工夫してもらえるといいかなと思います。	○記載あり	23ページの成果指標に「景観に関する関心度」を位置付けており、ご意見は施策推進の参考にさせていただきます。
30	良好な景観の形成に関する方針	博多湾沿いで干潟が見られる御島崎、香住ヶ丘、和白、塩浜、雁ノ巣にかけては、自然環境の豊かなエリアです。埋立地香椎照葉では居住者、来訪者が干潟エリアを眺望できることから、海岸景観がこれまでより重要なになっています。また、中高層マンション等が建つことによる景観の悪化が懸念されるところです。そこで、御島崎、香住ヶ丘、和白、塩浜、雁ノ巣の海沿いのエリアについても海浜ゾーンに位置づけてはいかがでしょうか。また、29ページの記述の修正や、範囲の見直しに伴う計画の追記をしてはどうでしょうか。	□原案通り	御島崎、香住ヶ丘、和白、塩浜、雁ノ巣の海沿いエリアは、干潟など豊かな自然環境を有し、重要な海岸景観を形成していると考えています。一般市街地ゾーンの景観形成方針では、自然のやすらぎを感じさせる景観づくりに努めることとしており、対岸からの見え方に配慮したこととしています。

No.	区分	意見要旨	区分	対応案等
31	良好な景観の形成に関する方針	<p>「景観計画区域のゾーン区分」に示す要素は、景観形成を図るうえで重要な位置を示していると思います。そのなかで、「愛宕山」については、標高が68mと低いこともあり風致地区に指定されず景観誘導が行われなかったことから、複数のマンションが建っており、好ましくない景観になっていると思います。「愛宕山」と同様に、現在の景観誘導が十分でないと、今後、景観が悪化すると予想されるのが、「景観計画区域のゾーン区分」に示されている『河川沿いの景観』です。室見川、那珂川、御笠川、多々良川等沿いの建物デザインの誘導について、景観計画への位置付けをお願いいたします。</p> <p>P25：「河川ゾーン」を位置づける。 P30辺り：「河川ゾーン」について記述する。 P32：「河川ゾーン」は、山辺ゾーン、海浜ゾーンと同じ扱いにする。</p>	□原案通り	河川などの水辺については、27ページの一般市街地ゾーンの景観形成方針において、自然のやすらぎを感じさせる景観づくりを目指す方針としています。また、38ページの一般市街地ゾーンの行為の制限において、対岸からの見え方に配慮した意匠とすると定めています。
32	良好な景観の形成に関する方針	<p>緑・水辺の保全・創出の施策が曖昧 「緑や水辺を活かした景観づくり」を掲げながら、緑化量の目標値、維持管理体制、財源などの具体策が示されていない。港湾エリアは本来、福岡の資源であり観光・交流拠点になり得るにもかかわらず、「魅力ある水辺景観」といながら、人が楽しめる歩行空間・眺望空間・滞在空間の整備方針が曖昧で事業者任せに感じる。</p>	□原案通り	景観計画は、良好な都市景観を形成するための基本方針や基準を定め、主要な施策を示すものと考えています。みどりや人が楽しめる歩行空間の整備については、基本方向の考え方を踏まえ、個別の具体的な計画によって推進することとしています。
33	良好な景観の形成に関する方針	景観計画区域のゾーン区分は重要で、ゾーンごとの景観形成方針を定めることも重要だと思います。一方、街づくりにおいて、様々な問題が生じやすいのはゾーニングの境地だとも感じています。一步踏み込んで、ゾーンとゾーンの境、境界地の在り方捉え方や、それぞれのゾーンとゾーンの連続性、移行、緩衝地区などの言及も取り入れて頂きたいと思います。	□原案通り	ゾーン境界部の課題やゾーン間の連続性は重要と考えています。新しいまちづくりやその周辺では、ゾーンごとのルールを踏まえ、専門家の意見も伺いながら、良好な景観づくりに取り組んでいきます。
34	良好な景観の形成に関する方針	福岡市は、自然、都心、歴史など様々な景観があり、それを特徴とした6つのゾーンがあることがとても魅力的。特に、歴史伝統ゾーンは、観光の活性化にも役立つし、特徴的な景観を守る意味でとても重要。	○記載あり	25~31ページのゾーンごとの景観特性と景観形成方針に「景観形成方針」を位置付けており、ご意見は施策推進の参考にさせていただきます。
35	良好な景観の形成に関する方針	<p>天神らしい重厚な煉瓦造の建物やインテリア 天神のシンボルの一つである天神地下街や、歴史的建造物の赤煉瓦文化館、今は取り壊されてしまった磯崎新氏設計の赤煉瓦建築、西シティ銀行旧本店等からインスピレーションを受けたブリック素材の重厚な建物やインテリア等が天神地域に更に増えて欲しいです。煉瓦を用いた建物は、自然との調和も良く、タイムレスな美しさがあると思います。先述した、ステップガーデン緑化ビルを煉瓦造にすると、暖かみもあり、緑の瑞々しさが生きる建物となり得るかと思います。</p>	○記載あり	26ページの都心ゾーン景観形成方針において、近代建築などの歴史的資産を中心に、歴史や伝統を活用した景観の保全・創出に取り組むこととしています。ご意見は施策推進の参考にさせていただきます。
36	良好な景観の形成に関する方針	<p>港湾ゾーンについて</p> <p>1. 今回の計画案において、福岡市の景観まちづくりに取り組む姿勢や特に今回の計画の第二章の基本方針につきまして高く評価いたします。</p> <p>その中で、特に序章にあります、市民からの意見、「生活の質の向上、都市の成長」、「長期的視点、50年後100年後のまちの姿の想像」、「顔のあるまちなど」に賛同しますとともに、福岡市が文化、歴史、経済、自然の宝庫であることを市民として認識し、それらが調和し融合するまちであることを誇りに思っております。</p> <p>これらを踏まえ、福岡市の次の50年100年後の発展のためには、新たなエンジン（起爆剤）が必要であり、具体的には、港湾ゾーンを一体として整備することが、世界に誇れる福岡の新たな顔、長期的に発展する新たな拠点になると考えます。</p> <p>今回の計画案に、大胆、大規模、長期的視点にたった、博多湾全体の整備計画（P29）と、港湾ゾーンの一体整備を盛り込んでいただきたく、切にお願いいたします。</p>	▽その他	ご意見は、担当部署と共有の上、施策推進の参考にさせていただきます。なお、20ページの基本方向2の主な施策に「博多港景観形成指針の運用」を位置付けております。

No.	区分	意見要旨	区分	対応案等
37	良好な景観の形成に関する方針	<p>2. 景観計画（港湾ゾーン）では、中央ふ頭・博多ふ頭について、国際航路等の旅客ターミナルを中心とした「海の玄関口」としての景観が示されています。</p> <p>一方、同エリアを将来にぎわい創出・国際交流拠点として活用していくためには、民間投資を受け入れることが可能な大規模かつ連続した空間の確保が不可欠であり、当該エリアは、港湾物流・クルーズ機能の将来の再配置（移転・集約等）を検討し得る地区であると考えます。</p> <p>そのため、景観計画においても、特定の港湾機能（特にクルーズ船）が将来も同位置で継続する印象を強く与える象徴的な写真や表現により、将来像が固定化されないよう配慮いたくことが望ましいと考えます。</p> <p>将来の土地利用転換にも対応し得る柔軟な景観形成方針となるよう、写真や記述のあり方について、将来像が限定されない形での表現の工夫をご検討いただければ幸いです。</p>	□原案通り	ゾーンの写真は、現在の景観特性を示す一例であり、将来像を固定するものではありません。今後の土地利用や港湾機能の見直しに対応できる柔軟性は重要と考えています。
38	良好な景観の形成に関する方針	<p>室見川は、市民にとって憩いの場であり、自然と触れ合える貴重な親水空間です。</p> <p>現在も水害対策や景観への配慮をいただいていることは重々承知しております。そのうえで、今後さらに住民の安全確保を進める際には、景観と安全性の調和に十分ご配慮いただければ幸いです。</p> <p>防災機能の向上にあたっては、散策路や自然の景観を維持し、生態系の保全を最大限に考慮した環境づくりをお願い申し上げます。</p> <p>都市の貴重な自然環境を守りながら、防災と美しい景観が調和する取り組みを希望いたします。</p>	▽その他	ご意見は、担当部署と共有の上、施策推進の参考にさせていただきます。なお、27ページの一般市街地ゾーンの景観形成方針において、室見川は、自然のやすらぎを感じさせる景観づくりを目指す方針としています。
39	良好な景観の形成に関する方針	サンシェードを設置するなど、子供たちが年中笑顔で過ごせる、遊び回れるような場所づくりを計画に盛り込んで欲しいです。	▽その他	ご意見は施策推進の参考にさせていただきます。
40	大規模建築物等に関する行為の制限	都市景観に関する制度の一覧が整理され、わかりやすくなつたと思う。掲載する順番として、規制→誘導、誘導→規制などとルール化されるとよりよくなるのではないか。	■修正	【34ページを修正】 順番を修正します。
41	大規模建築物等に関する行為の制限	<p>景観誘導の流れと必要書類についてですが、誘導を行う上で重要な事前相談・協議の開始時期が明記されていないため、本来、都市景観アドバイザーミーティングにかけるべき案件にもかかわらず、かける時間が取れない事態が発生しているようです。</p> <p>例えば、「事前協議の申出については、届出の60日前までとする」など、事前相談・協議の開始時期を明記するよう、改善して頂けると幸いです。</p> <p>参考として、川崎市における事前協議の事例を、添付させて頂きます。</p>	■修正	【35ページを修正】 事前協議の時期の目安を記載します。
42	大規模建築物等に関する行為の制限	歴史・伝統ゾーンの範囲は、どのような基準や考え方で設定されているのですか。	■修正	【40ページを修正】 歴史・伝統ゾーン位置づけの考え方について記載を追加します。
43	大規模建築物等に関する行為の制限	住吉神社地区には沿道区域はないのですか？	■修正	【41ページを修正】 住吉神社地区沿道区域を追加します。
44	大規模建築物に関する行為の制限	<p>OP39歴史・伝統ゾーンの規模・配置について</p> <p>現在：歴史資源や周辺の街並み、視点場等からの眺望に配慮した高さ・規模とする。</p> <p>変更：歴史資源や周辺の街並み、視点場、参道、道路等からの眺望に配慮した高さ・規模とする。</p> <p>理由：各エリア図に示す参道、道路からの景観に配慮すべきことを明確にするため追記する。</p>	□原案通り	眺望については、視点場からの見え方に配慮し、高さや規模を設定することとしています。また、参道や道路についても、必要に応じて配慮を行うため、「等」という記載に含めております。

No.	区分	意見要旨	区分	対応案等
45	大規模建築物に関する行為の制限	<p>○P40～42歴史・伝統ゾーンの範囲について P39歴史・伝統ゾーンにおける行為の制限に「眺望配慮」があります。歴史・伝統ゾーンの範囲は、景観計画案において変更が示されていません。一方、歴史・伝統ゾーン範囲外においてこれまで想定していなかった中高層マンションやタワマン等の建築行為が、眺望景観を阻害してきており、今後の建築行為による眺望景観の悪化が懸念されます。このまま、景観計画案に示す範囲のままであれば、景観計画に位置付けが無い範囲外の建築行為については、眺望への配慮が十分に行われない可能性があり、福岡市民が大切にしてきた、また今後も伝えていくべき景観を保全することができなくなるのではないかと心配しております。特に懸念しているのは、「舞鶴公園・大濠公園地区」です。大濠公園の池沿いからの眺望は、福岡市が誇るべき景観ですので特に大切にしたいです。そこで、以下のいずれかの修正を提案します。</p> <p>1) 歴史・伝統ゾーンの範囲を眺望可視範囲に拡大する。 2) 歴史・伝統ゾーンの範囲外においても、眺望に配慮した規模・配置・形態・意匠とすることを明記する。</p> <p>○歴史・伝統ゾーン P39規模・配置の記述の変更（下線部追記） 「歴史資源や周辺の街並み、視点場、参道、道路等からの眺望に配慮した高さ・規模とする。なお、歴史・伝統ゾーン外の高さが15mを超えるものについても適用する。」</p> <p>○歴史・伝統ゾーン P39形態・意匠の記述の変更（下線部追記） 「歴史資源や周辺の街並みと調和するものとする。なお、歴史・伝統ゾーン外の高さが15mを超えるものについても適用する。」</p> <p>3) 歴史・伝統ゾーンの範囲は、今回の景観計画見直しにおいては変更しない。ただし、次回見直しに向けて歴史・伝統ゾーンの範囲について見直し検討を行うことを明記とともに、今後、福岡市における歴史・伝統ゾーンの範囲について市民意見を集め、範囲を見直す。</p>	□原案通り	歴史・伝統ゾーン位置づけの考え方として、福岡市内の文化財のうち、景観に大きな影響を与える建物や名勝を対象とし、景観誘導が必要と考えられる文化財を「歴史資源」として選定し、周辺の土地利用や建物の状況、開発の可能性を踏まえたうえで、その文化財を中心に「歴史・伝統ゾーン」を設定しています。また、36ページに、歴史・伝統ゾーン周辺の建築物についても、形態や意匠、外観の色彩などに配慮する規定を設け、周辺建築物にも配慮を求めるとしています。ご意見は施策推進の参考にさせていただきます。
46	大規模建築物に関する行為の制限	街灯や間接照明等による街の夜間景観の魅力向上 街の美的魅力を高めるべく、温かみのある電球色の街灯や、お洒落な間接照明等を上手く用いて、雰囲気ある街や水辺を演出して欲しいです。また、照明や街灯により、街の防犯にも役に立つ事になるかと思います。ビルに入る商業施設から漏れる暖かな灯りもまた街の夜間景観づくりに貢献すると思いますし、ビル一階に入居する店舗は、灯りと人の目という防犯の役目も兼ねてくれると思います。	○記載あり	36～39ページの大規模建築物等に関する行為の制限に、夜間景観に関する制限を設けています。ご意見は施策推進の参考にさせていただきます。
47	都市景観形成地区	地区の指定の考え方の分類について、「既成市街地」という分類も考えられると思います。アイランドシティのような新規のまちづくりだけでなく、既成市街地でも地区指定が行われていることや、既存建物の更新に合わせて景観の向上を目指すことの重要性が伝われば良いと思います。ただ、分類が重複する地区が多くなるため、分類は絞って掲載する方法でも良いと思います。	□原案通り	「既成市街地」という分類の追加については、新規開発だけでなく、既成市街地における地区指定の重要性を伝えることは、景観形成の取り組みを広げるうえで重要と考えています。一方で、分類を増やすことで重複が生じる可能性もあるため、ご意見は施策推進の参考にさせていただきます。
48	広告物	屋外広告物の許可を要するものと許可が不要なもの、事前協議がいるものなど、言葉だけでは、わかりにくいので、写真など例示して、わかりやすくしてほしい。	■修正	【54ページを修正】図を追加します。
49	広告物	交通量の多い道路沿いに、刺激的な色合いの大規模な公告物を見かけるため、対策ができれば良いと思います。	○記載あり	53ページに屋外広告物の表示等に関する考え方を掲載しており、ご意見は施策推進の参考にさせていただきます。
50	広告物	大規模な建築物において、外壁でなく、建築物の屋内（窓の内側）に大型ビジョン（動画など）で公告物を設置する方法を見かけます。屋内外に関わらず、景観への影響は大きいため、配慮してもらえるような仕組みがあると良いと思います。	○記載あり	53ページに屋外広告物の表示等に関する考え方を掲載しており、ご意見は施策推進の参考にさせていただきます。
51	推進方策	計画を運用するにあたり、推進方策を明示することで実効性が高まると思うので良いと思う。	▽その他	ご意見は施策推進の参考にさせていただきます。
52	用語集	用語集の用語に該当ページが書いてあるとわかりやすいと思います。また、本編中の用語にも、用語集に載っていることがわかるような記載があるともっとよいと思います。	■修正	【18, 26, 27, 30, 31, 33, 43ページを修正】【資-1～3を修正】該当ページを追記します。

No.	区分	意見要旨	区分	対応案等
53	用語集	新たに用語解説がついてわかりやすくなった。用語集の用語に該当ページが書いてあるとわかりやすいし、本編中の用語にも、用語集に載っていることがわかるような記載があると、よりいいと思う。	■修正	【18, 26, 27, 30, 31, 33, 43ページを修正】【資料1~3を修正】該当ページを追記します。
54	その他	幸せな未来について必要なものとして、地域コミュニティが最も低いというアンケートからも分かる通り、住民の代表としての自治会などの地域コミュニティが崩壊している地域は増えている。 しかし、住民の代表として、行政は自治会等に意見を求め、それを住民の意見とせざるを得ない。住民と行政の感覚がズレていくのではないかと危惧する。 入会率が高く活動が活発な自治会を参考にして、行政が自治会育成を更に強化し、景観施策を一緒に進める推進体制を築くべき。 市民が郷土の歴史を正しく学び、課題を共有して、自らの問題とする発露の一つとして、都市景観の推進が行われて欲しい。	▽その他	ご意見は、担当部署と共有の上、施策推進の参考にさせていただきます。
55	その他	福岡市の新たなアイデンティティとなる形状の建物の創出 画一的な都市景観を避けるため、アクロス福岡やサンセルコの様な階段状緑化型デザインの建物を増やし、福岡市を代表するアイコニックな形状の建物とすると、ユニークで他の都市とも差異化を図る事が出来るかと思います。個人的な希望ですが、新天町商店街とパルコの一体再開発に立つビル、また水鏡天満宮エリアに建設予定のビルは、出来れば各階に緑化テラスを設けた、まるでバビロンの空中庭園の様な庭と建物が一体化した完全緑化のビルが建って欲しいです。屋上や各階に配置された緑豊かな緑化庭園にカフェやレストラン、ベンチ等を併設して、商業ビルそのものが憩いの公園となる様な建物です。その緑化テラスから天神の街並みを見下ろしながらのんびり出来ると素敵だと思います。また、昼間は庭のビル、そして夜間は間接照明等にもこだわって、ビルから漏れる暖色系の照明が天神の街の灯りとなる、夜間の都市景観にも貢献出来るビルです。	▽その他	ご意見は、担当部署と共有の上、施策推進の参考にさせていただきます。
56	その他	地域の特色と伝統を活かした都市景観づくり 博多駅やその周辺は福岡の玄関口であり、博多の総鎮守櫛田神社や祇園山笠、博多の伝統的な建物や寺院も残るエリアであるため、是非、和や福岡の伝統文化を意識したデザインや素材(和紙や九州産の木材など)等の建物やインテリアで、博多の地域をより博多らしく創造して欲しいです。又、福岡市の人気の観光名所の一つである天神地下街が完全ヨーロッパ調なので、博多駅地下街は和と福岡の伝統をテーマにしたデザインや素材の採用、そして地下街なので照明に力を入れて雰囲気のある実用性と芸術性も兼ね備えた地下街になると、テンチカ同様、新たな福岡市のユニークな観光地の一つとなってくれると思います。	▽その他	ご意見は、担当部署と共有の上、施策推進の参考にさせていただきます。
57	その他	緑豊かな森の街の創造 都心の森一万本プロジェクトの元、季節で表情の変わる広葉樹の美しい並木道や、その根本を彩る常緑のシダ植物やグラウンドカバー、葉の形や色の異なるグリーンリーフ等の植樹帯。そしてビル等の壁面緑化や、福岡市の建物の特徴である高さの低いビル群を活かした屋上緑化、そしてピクニックなども出来る公園の青々とした芝生の整備等を行う事で、自然豊かな森の中に美しい都市をぜひとも実現して欲しいです。福岡市の都心はモダンな建物が多いので、周囲のビル群と上手く調和する様、色の氾濫を避けて、緑と花の割合を7対3程の植栽バランスが最適かと思います。又、高架下等の街中のコンクリートの壁に緑化を施すことで、景観を著しく損ね、治安の悪化を招きかねない違法なグラフィティーや落書きを防止しつつ、景観の向上と温暖化対策にもなるかと思います。余談ですが、新ビルに囲まれた天神愛玩ビルが全面緑化ビルになると、緑の塔の様になり、隣接するワンビルとイムズ跡の新ビルとの調和も取れて、個人的には面白いと思います。	▽その他	ご意見は、担当部署と共有の上、施策推進の参考にさせていただきます。

No.	区分	意見要旨	区分	対応案等
58	その他	適度な高さのあるベンチの設置 天神福岡駅正面の金色の銅像下花壇や、博多駅ビル2階の歩行者デッキにある高さの低いベンチに、よく人が座っているのを見かけますが、ベンチや花壇の縁が低い為に、まるで地べたに座っているかの様に見えてしまいます。品格ある都市景観にとって美しい光景だと思いますし、福岡で育つ子供たちに街で地べたに座る事が当たり前の感覚を持って欲しくありません。ある程度高さのあるベンチを木陰や歩道、広場等に設置していただけると、ゆとりある品も兼ね備えた街となると思います。	▽その他	ご意見は、担当部署と共有の上、施策推進の参考にさせていただきます。
59	その他	街のオブジェにも子供達の遊び場にもなる子供の遊具 福岡市は、FUKUOKA ART NEXT事業を通じて、アートの街を目指しているとの事ですが、ぜひ公園等の子供の遊具にも、安全性を考慮しつつ街のアートにもなる様なオブジェとしての側面を持つ、想像力を刺激してくれるユニークな形や色の遊具が設置されると面白いと思います。	▽その他	ご意見は、担当部署と共有の上、施策推進の参考にさせていただきます。
60	その他	日本国旗と福岡市旗の掲揚 海外では、都市部はもちろんのこと、郊外の一般住宅地域でさえも、自国の国旗を掲げた住宅をよく見かけます。一方日本では、福岡市に限らず全国的にも、祝日でさえ日本国旗を街中であまり見かけない気がします。外国から訪れた者にとっては、国旗を見ると、その国に来たのだと改めて実感させられますし、思い出として必ず風景と共にその国の国旗も写真に収めようとする観光客も多いかと思います。 街の景観に国旗及び市旗がある事で、アジアのリーダー且つ国際都市を目指す福岡市のアイデンティティを現す大事な一つとなり得ると思いますし、街の風格や品位を高めてくれるかと思います。又、福岡市に居住する市民の方々の間に、地域への帰属意識や郷土愛が生まれる事にも繋がるのではないかと考えます。	▽その他	ご意見は施策推進の参考にさせていただきます。
61	その他	最後に福岡市内を歩いていて気付いたのですが、道路工事の跡なのか、歩道がボコボコとおおとつが出来てしまっていたり、ツギハギの様になってしまっている箇所が所々見受けられました。安全性には問題ないと思うのですが、美観を損ねてしまう可能性があると感じました。又、せっかくの花壇や植樹帯の植物が枯れてしまったり、雑草が生い茂っていたりして、景観上荒れた印象を与える様な場所もありました。 景観とは直接は関係ありませんが、福岡市のイメージや印象を作るものの一部として、駅や空港、公共施設等でアナウンスを妨げないように、ジャズやヒーリングミュージックをBGMとして流してみたり、アロマの香りを使ったりするなどして、五感でも楽しめる、癒しのある福岡市を演出するのも個人的には面白いと思います。	▽その他	ご意見は、担当部署と共有の上、施策推進の参考にさせていただきます。
62	その他	港湾地区の位置付けが弱く、更新計画との整合性が取れていない。福岡市の玄関口である博多港は、老朽化施設の更新、物流機能の高度化、クルーズ対応、歩行者空間の整備など大きな課題を抱えているのもかかわらず、港湾地区が過小評価されている。港湾再整備を都市構造の核として扱う視点が欠けている。国際物流拠点、旅客交流拠点、水辺空間の公共利用と中核的な都市インフラとして位置付けるべき。	▽その他	計画的な港湾再整備については、担当部署と共有の上、施策推進の参考にさせていただきます。 なお、20ページの基本方向2の主な施策に「博多港景観形成指針の運用」を位置付けてあります。
63	その他	港湾の老朽化問題が都市計画上の重要課題として扱われていない。博多港をはじめ、市内港湾施設の老朽化は深刻であり、耐震性・護岸強度・荷役機能・歩行環境など多方面で更新が必要な状況だが、扱いが極めて軽い印象である。物流量の増加、フェリー・クルーズの大型化、旅客需要の拡大が続いているが、都市計画としての「動線計画」「景観」「アクセス改善」といった観点が欠如している。福岡市の未来を支えるために、港湾を中心に据えた都市構造の再整理と、老朽インフラ更新と一体となった計画的な港湾再整備が不可欠と思われる。	▽その他	計画的な港湾再整備については、担当部署と共有の上、施策推進の参考にさせていただきます。 なお、20ページの基本方向2の主な施策に「博多港景観形成指針の運用」を位置付けてあります。

No.	区分	意見要旨	区分	対応案等
64	その他	<p>当面の基本構想は更なる長期構想の下に計画されるものと存じます。アジアの交流拠点都市の基本条件は30年後、少なくとも20年後のビジョンに基づくものであるべきです。</p> <p>中国始めシンガポール、東アジア諸国とのビジョンを越えるものでなければ未来の発展は望めません。その為の基礎的な都市計画が条件です。競争力のある都市、永遠に成長し続ける都市は如何にあるべきか、未来に向けたインフラ整備です。</p> <p>一に情報のインフラ 二に交通のインフラ 三に災害のインフラ 四に教育のインフラ 五に金融 六に文化 七に生活基礎</p> <p>その上に経済の発展が見込まれます。シンガポールはその一例ですが、シンガポールも十分ではありません。福岡の立地・自然環境、本来恵まれた世界に比類のない糸島から和白・宗像に亘る美しい自然環境、福岡人の人的資源は日本国の精神性を育てた世界の平和をリードする古代からの歴史の尊厳です。福岡市こそ日本・アジア・世界の憧れの都市であるべきです。その誇りと信念を持って、未来ビジョンを創ると良いと思います。</p> <p>特に交通インフラは次なる24時間空港の準備と防衛の拠点の併設、ウォーターフロントの開発とそれらを結ぶ博多駅からの回遊アクセスの新設。</p> <p>二万人規模のアリーナと宿泊・商業施設、和白地区の白砂青松を生かしたセントーサ（シンガポール）を越える高級リゾート地区の開発。</p> <p>糸島・能古島・志賀島・福岡市ウォーターフロントを結ぶ回遊道路、市内地下鉄の増設。効果的開発による民間投資の誘致。特に中央ふ頭・博多ふ頭にあるサンバレス、国際センター地区の再開発は喫緊の課題と存じます。民間投資も考慮したウォーターフロント開発が望まれます。</p> <p>この機会を活用したウォーターフロントの開発は、世界をリードする開発の可能性を秘めています。</p> <p>24時間空港につきましては、交通体系を含めた研究/調査を始めなければ20数年後に間に合わなくなります。あっという間に20年が過ぎてしまいます。</p> <p>40年前に取組んだ24時間国際空港の失敗を重ねてはなりません。福岡がモタモタしている間に釜山・仁川に追い越されてしまいました。</p> <p>高島市政に心から敬意を表し、期待致しております。</p>	▽その他	ご意見は、担当部署と共有の上、施策推進の参考にさせていただきます。
65	その他	<p>○当意見募集の期間について</p> <p>当意見募集の期間について当意見募集の期間が短すぎだと思います。市のホームページにあげられたのが10/20、11/1号の市政だよりが届くのは10月末日。これだけの分量の計画案を一ヶ月で読み込み、意見を！というのは市民生活の実情に合わせず、広く多くの市民の声を聞きたいという姿勢には感じられません。せっかく一生懸命作って頂いているのですから、もっと期間を長くして、広く多くの市民の声を集めて頂きたいです！たくさん集まったら仕事が増えて面倒なのかなー？と思ってしまう期間設定に感じます。</p>	▽その他	ご意見は今後の計画策定の参考にさせていただきます。
66	その他	電子申請を可能にしてほしい。	▽その他	令和6年4月1日から、景観法第16条第2項の「変更届」および福岡市都市景観条例第17条の「完了（中止）届」について、電子メールでの受付を開始しました。また、福岡市景観計画や届出に関するお問い合わせ・ご相談も電子メールで受け付けていますので、ぜひご利用ください。